

重要文化的景観選定基準

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
 - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
 - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
 - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
 - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
 - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
 - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
 - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

【解説】

1. 総説

(1) 第1項

第1項各号に掲げる地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので、数多に存在するものの中から代表的なもの又は希少性が高く他に類例を見ないものを指す。

なお、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」とは、ある一定範囲の土地において、当該地域の住民の日常生活や住民が生活のため持続的に業を行う中で、地域独特の気候、地質、地形、植物相等を利用して作り出してきた景観地を指す。

(2) 第2項

第1項各号に掲げる景観地が相互に複合又は融合することにより、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示す景観地を形成し、単独で展開する場合とは異なる典型的又は独特の構成・性質が認められるものを対象とするものである。

(3) その他

選定の対象とする景観地については、都市、その近郊や農山漁村のいずれに所在するか問わない。

2. 第1項各説

ア. 分類

第一項各号に定める景観地は、生業及び生活の観点から以下のように分類することができる。

- (一) ～ (六) に定める景観地は、主として生業に関連するもの。
- (七) に定める景観地は、生業と生活の両者に関連するもの。
- (八) に定める景観地は、主として生活に関連するもの。

イ. 各号の解説

(一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

棚田・谷津田などのように地形及び農法等との関連で独特の構造を有する水田、「はさ木」等の農耕に関連する独特の施設を伴う水田、条里制等に基づく開発地割など歴史上の価値を持つ遺跡と関連する水田又は畑地、急傾斜面に造成された段々畑、平地又は緩傾斜地に展開する畑地、防風林や境界林を伴う畑地、食害を防止するために築かれた「シシ垣」を伴う畑地等を指す。

用語解説「棚田」	急な傾斜地を耕して階段状に作った水田
「谷津田」	谷津と呼ばれる低湿地にある湿田
「はさ木」	刈り取ったイネを掛けて乾燥させるために、畦畔の立木等に横木をわたして造った施設
「条里制」	古代の土地区画制度
「段々畑」	山腹などの傾斜地に、段を設けるように作った畑
「シシ垣」	猪や鹿などから農作物をまもるために、耕作地と山林原野の境界付近に構築された垣

(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

茅葺き屋根の材料の調達を目的とする「茅野」、秣場等の採草や放牧のための「茅場」、牛馬の生産飼育を目的とする「牧野」、「野焼き（火入れ）」を行うことにより管理された草地等を指す。

用語解説「茅野」	茅葺き屋根の材料とするススキなどを刈り取るために管理された草地
「茅場」	秣場等の採草を目的とする草地や放牧を営むために管理された草地等
「牧野」	牛馬の生産飼育を目的として採草・放牧等に利用されている野草地及び牧草地等（森林を含む）
「野焼き（火入れ）」	新しい草がよく生えるように、春のはじめに枯れ草に火をつけて野を焼くこと

(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

木材生産を目的とする用材林、防風林・防潮林・鉄道林等の防災を目的として人為的管理により成立した森林、薪や木炭の原料の生産を目的とする薪炭林、シイタケ・タケノコ等の林産物の生産を目的とする二次林・竹林、生息生物等

の狩猟・採集の場となっている森林を指す。

用語解説「用材林」	木材生産を目的とする森林
「防風林」	風害を防ぐために設けた森林
「防潮林」	潮害を防ぐために設けた森林
「鉄道林」	鉄道を自然災害から守るための森林
「薪炭林」 <small>しんたんりん</small>	薪や木炭の原料の生産を目的とする森林

(四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

養殖いかだを用いた養魚及び海苔ひびを用いた海苔生産などの人工養殖のほか、ていぢあみりょう定置網漁等の漁ろうによって形成された漁場を指す。

用語解説「養殖いかだ」魚介・海藻などを人工的に飼養して繁殖（飼育・繁殖）させるためのいかだ

「海苔ひび」養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝

ていぢあみりょう「定置網漁」移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

(五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

水系・海洋との有機的な関係に意義を有するため池・水路・水門・せき堰・橋梁・せき堰・運河・渡し場・港（湊）のほか、河川・湖沼・湧き水などの水系及びそれらと一体となって生育するかはんりん河畔林・よしほら葦原などの景観地を指す。

用語解説「ため池」灌漑・防火などの用水をためておく人工の池

「堰」水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所

「橋梁」河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す構築物

「栈橋」谷間の崖などに高く架け渡した橋。港で、船を横づけにするために陸から海に突き出して設けた構造物

「運河」給排水、灌漑、船舶の航行などのために、陸地を掘り開いて造った人工の水路

「港（湊）」海が陸地に入り込んだ地形を利用したり、防波堤を築いたりして、船舶が安全に停泊できるようにした所。

かはんりん「河畔林」河のほとり（河岸）に叢生する樹林

よしほら「葦原」葦の多く生えている所

(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

金・銀・銅山その他の金属鉱山、石材採掘場、及びそれらに関連する施設により形成された独特の景観地、湧き水・土壌など地域固有の資源又は立地等地域に独特の諸条件に基づき発展した工場群などから成る景観地を指す。

用語解説「鉱山」地中から鉱物を採掘する場所や事業所。金山・銅山・鉄山など。

「採石場」安山岩や砂岩など一般用岩石を採掘している所

「製造」 原料に手を加えて製品にすること

(七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地

街道筋、社寺の門前の通りなど物資の流通及び人々の往来を含むさまざまな生活活動の積み重ねにより蓄積され、継続的に利用されてきた特徴ある道・広場（場合によっては周辺の施設等を含む）などの景観地を指す。

用語解説「流通」 貨幣・商品などが経済界や市場で移転されること

「往来」 行ったり来たりすること。人の行き来する道路。街道

(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

地形や気候に基づき垣根（生け垣・防風石垣）・屋敷林^{やしきりん}などを伴うことによって典型的又は独特の居住の在り方を示す景観地を指す。

用語解説「屋敷林」 屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林

「生け垣」 丈の低い樹木を植え並べてつくった垣根

「防風石垣」 家や庭の区画を限るための囲いや仕切り

重要有形民俗文化財指定基準、重要無形民俗文化財指定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準の一部を改正する件
(民俗技術関係)

※下線部分が改正部分

- (1) 重要有形民俗文化財指定基準
- 一 (略)
 - 二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一)～(三) (略)
 - (四) 技術的特色を示すもの
 - (五)・(六) (略)
 - 三 (略)
- (2) 重要無形民俗文化財指定基準
- 一・二 (略)
 - 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- (3) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準
- 一・二 (略)
 - 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
 - 四・五 (略)

【解説】

①「民俗技術」について

「民俗技術」に関する法律上の定義はないが、生計を賄うために用いられてきた生業に関する技術や、日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術（生活維持のための技術）等を指す。これらは、無形の民俗文化財として保護の対象となるほか、これらの技術で使用された用具、施設等についても、有形の民俗文化財として保護の対象となる。

②「技術的特色を示すもの」について

民俗技術の中で特定の発達段階の特色を示すものをいう。例えば、和船造りの諸技術に用いられる用具などをいう。

③「技術の発生又は成立を示すもの」について

民俗技術の中で、その後の技術の展開の基礎となるような基盤的な技術をいう。例えば、切る、割る、挽くなどの木材加工技術などをいう。

④「技術の変遷の過程を示すもの」について

民俗技術の発達や伝播の過程の中で、新たな技術段階への変遷の過程を示すものをいう。例えば、和船造りの諸技術などをいう。

⑤「地域的特色を示すもの」について

民俗技術のうち製作技術や使用法などに地域的特色が顕著に認められるものをいう。例えば、その地方独自の素材を利用した鋤や鍬など農具製作技術などをいう。

登録有形文化財登録基準の全部を改正する件（美術工芸品関係）

建造物以外の部

建造物以外の有形文化財（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

【解説】

- ① 「製作後五十年を経過したもの」について
製作されてから五十年経過した物件のこと。
五十年という期間は、物件の価値を評価するにおいて凡そ適当と思われる期間。
- ② 「歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの」について
「歴史的にまとまって伝存したもの」とは、特定の場所に長い間まとまって伝えられてきたものをいう。
例えば、諸大名家旧蔵の多量の文化財や鉱山の経営に関する書簡・記録類、社寺・旧家に伝わっている史料等である。
「系統的にまとまって伝存したもの」とは、ある一定のテーマや関心に基づいて長い間まとまって伝えられてきたものをいう。
例えば、ある作家の作品の大部分が伝えられてきたものや特定の産業に関する古文書や器具類等である。
- ③ 「系統的若しくは網羅的に収集されたもの」について
「系統的に収集されたもの」とは、ある一定のテーマや関心に基づいて集められたものをいう。
例えば、「陶磁器」「漆器」等のコレクションや洋学者等に関する資料を集めたもの等である。
「網羅的に収集されたもの」とは、特定の分野のものがほぼ欠けることなく集められたものをいう。
例えば、鉄道関係資料のコレクションや南蛮関係資料等について集中的に集められた資料等である。
- ④ 「文化史的意義を有するもの」について
我が国の文化の特色を示すものであって、文化史を構成する上で重要なものをいう。
- ⑤ 「学術的価値を有するもの」について
諸学問において一定の評価がされているものであって、重要なものをいう。
- ⑥ 「歴史上の意義を有するもの」について
我が国の歴史に影響を与えたものであって、重要なものをいう。

登録有形民俗文化財登録基準

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

【解説】

①「我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの」について

日常生活にかかる、衣・食・住、生産生業、交通・運輸・通信、交易、社会生活、信仰、民俗知識、民俗芸能・娯楽・遊戯、人の一生、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術にかかる用具・施設で、わが国民の生活文化の推移を知る上で重要なものであって、同種のものうち特徴を最もよく表しているものをいう。

②「有形の民俗文化財の収集」について

一定の意図をもって集められたコレクションのことをいう。例えば、農耕用具や船大工用具のコレクションなどをいう。

③「歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの」について

有形の民俗文化財のコレクションの文化財的な価値の判定の視点を列記したものである。例えば、「歴史的変遷」や「時代的特色」については、実年代に基づく時間ではなく、素材や形態等に着眼した様式論的な変遷や特色を意味するものである。また、「地域的特色」とは、その地方独自の素材の利用や使用法などにみられる特色であり、「技術的特色」とは、民俗技術の中で特定の発達段階の特色を示すものである。さらに、「生活様式の特色」又は「職能の様相」とは、当該民俗文化財を製作又は使用した人々の生活様式の特色や職能の有り様を示すものであり、具体的には、生活様式の特色とは、暮らしぶりの特色に着目し、職能とは、商人、職人などの職種に着目するものである。

④「我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの」について

我が国民以外の人々の使用・製作した有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国への生活文化の伝播や、比較等により我が国民の生活文化の特色を理解する上で重要なものをいう。例えば、国内に所在する東南アジアの農耕用具類のコレクションなどをいう。

登録記念物登録基準

【遺跡関係】

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

【名勝地関係】

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

【動物、植物及び地質鉱物関係】

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

【解説】

【遺跡関係】

- ① 「近代まで」とは、第二次世界大戦終結頃までを指す。
- ② 「我が国の歴史を理解する上で重要なもの」とは、我が国の歴史を理解する上で必要な存在になっているものをいう。
例えば、政治・経済・文化・社会等の分野における遺跡のうち、当該歴史事象をよく現し、かつ、わが国の歴史をひろく国民が理解するのに資するものをいう。
- ③ 「地域の歴史の特徴を表しているもの」とは、地域の中で定着・発展し、地方独自の特性を表わしているものをいう。
例えば、地域的な特性により独自に定着・発展した産業遺跡等をいう。

- ④ 「歴史上の人物等に関するもの」とは、政治、経済、文化、社会等の分野での定着・発展を語る上で重要な人物、事柄、事件等に関するものをいう。

例えば、そうした人物、事柄、事件等を認識するのに必要な遺跡を言い、生家や旧居、墓又は人物の活躍した場等をいう。

【名勝地関係】

- ① 「公園、庭園その他の名勝地」とは、公園・庭園・植物園・墓園・並木道・広場など造園的な構成及び素材を持ち地域の空間的骨格を成す場所又は地域独特の峡谷、海浜、山岳など自然の要素から成る名所など景勝地等をいう。
- ② 「人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの」とは、造成に長時間を要したもので、当該敷地のうち敷地の全体が登録の対象となる名勝地の場合は敷地全体の造成期日、敷地の一部が登録の対象となる名勝地の場合は当該登録の対象となる敷地の一部の造成期日から50年を経過したものをいう。
- ③ 「自然的なものにあつては広く知られたもの」とは、名勝地として人々に広く知れわたったものをいう。
- ④ 「造園文化の発展に寄与しているもの」とは、休養・娯楽・行楽、学習・教育等の諸活動を通じ、人間の自然観の醸成又は空間の創造において重要な意義を持ち、以て造園文化の発展に寄与しているものをいう。
- ⑤ 「時代を特徴づける造形をよく遺しているもの」とは、各時代に数多く見られる類型の中でも、特に意匠又は構造面の特徴となる造形を総体又は部分においてよく遺しているものをいう。
- ⑥ 「再現することが容易でないもの」とは、造成後相当の年数(50~100年)を経過したことにより、現在同様のものを造成するには多大な費用が必要なもの、同様のものを造成することが技術的に困難であるもの、あるいは構成される自然物の性質等により再現が困難であるものをいう。

【動物、植物及び地質鉱物関係】

- ① 「国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なもの」とは、国土の形成に関わった自然物又は自然現象で、地質時代における長い歴史、日本列島南北に広がる多様な自然環境、その中で醸成されてきた人と自然との関わりを理解する上で重要な動物、植物、地質鉱物をいう。
- ② 「我が国において作り出された飼養動物及び飼育地」とは、地域の需要に応じて作り出された畜養動物及びその飼育地のうち、品種、対象物、飼育地域が特定できるものをいう。
例えば、日本在来馬・豚などで一定地域において飼育されていたものが挙げられる。
- ③ 「我が国において作り出された栽培植物及び生育地」とは、日本人の生活、日本文化の基盤である衣食住の素材、観賞のために、地域の特性に応じて作り出さ

れた栽培植物及びその生育地のうち、品種、対象物、生育地域が特定できるものをいう。

例えば、特定の地域のみで栽培されている野菜類・果樹類、在来の鑑賞用植物などで、地域の特徴を表しているもの、流通の変化等により生育地域が限定されているものが挙げられる。

- ④ 「動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本」とは、コレクション、学術標本などで重要なものをいう。

例えば、代表的な動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石のコレクション、我が国で最初に発見され記載された動植物、絶滅した動植物などの標本である。

- ⑤ 「前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象」とは、上記以外の自然物及び自然現象で、地域の自然、人と自然との関わりを理解する上で重要なものをいう。

例えば、三角州・蛇行河川・リアス海岸・火山などの大規模な地形、樹氷・偏形樹などの気象的なあるいは季節的な自然現象、地域の特徴を示す自然物が挙げられる。